三　算定省令第十六条の規定により算定省令第九条及び第十一条から第十四条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあっては、算定省令様式第七の書類

四　供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

（託送供給約款の公表）

第四条　法第七十六条第五項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（託送供給条件の届出等）

第五条　法第七十七条第一項の規定による託送供給に係る料金その他の供給条件（以下「託送供給条件」という。）の届出をしようとする承認特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第二の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第六条　ガスを供給する事業を営む他の者にガスを供給しようとする承認特定ガス導管事業者（前条に該当する者を除く。）は、その実施の日の十日前までに、様式第二第二表を経済産業大臣に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この条及び次条において「新ガス事業法」という。）第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款（平成二十九年四月一日を実施の日とするものに限る。）の届出をしようとする者（改正法附則第十八条第一項本文に規定する一般ガス事業者が、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款料金の算定に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十八号）第四条に規定する一般ガス導管事業等の営業費を算定するために、事業者間精算料金表を定める必要があるもの（以下次条及び第四条において「対象事業者」という。）に限る。）は、平成二十八年十月三十一日までに、同項の規定の例により、当該託送供給約款の届出を行うものとする。

2　前項の規定による届出を行った者は、平成二十八年十月三十一日までに、新ガス事業法第七十六条第五項の規定の例により、当該託送供給約款を公表するものとする。

第三条　新ガス事業法第七十七条第一項の規定による託送供給に係る料金その他の供給条件（平成二十九年四月一日を実施の日とするものに限る。以下「託送供給条件」という。）の届出をしようとする者（対象事業者に限る。）は、平成二十八年十月三十一日までに、同項の規定の例により、当該託送供給条件の届出を行うものとする。

第四条　第六条の承認特定ガス導管事業者（平成二十九年四月一日当該ガスの供給の実施の日とする者であって、対象事業者に限る。）は、平成二十八年十月三十一日までに、同条の規定の例により、様式第二第二表を提出するものとする。

様式第1（第3条第1項関係）

託送供給約款届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

法第76条第1項本文の規定により、別紙のとおり託送供給約款を定めたので届け出ます。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2（第5条及び第6条関係）

第1表

託送供給条件届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

法第77条第1項の規定により、次のとおり託送供給を行うので届け出ます。

供給の相手方	氏名（名称）		
	住所		
	受給場所	受入場所	
		供給場所	
料金その他の供給条件の内容			
実施の期日及び期間			

備考　1　「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第2表

事業者間精算料金表説明書

1．事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

2．想定連結託送供給ガス量

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

告示

○総務省告示第三百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十四日

総務大臣　山本　早苗